

## 虐待防止措置未実施減算の取扱いについて

### 1 減算が適用されるサービス種別

全ての障害福祉サービス等

### 2 減算される単位数

所定単位数の1%減算

### 3 減算が適用される要件

以下の運営基準を満たさない場合に、減算の適用が必要になります。

- (1)虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。
- (2)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。
- (3)虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置すること。

※「年に1回」とは、年度ではなく直近1年で考える。

直近1年以内に委員会や研修を実施していない場合、減算となる恐れがあるため注意すること。  
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1（令和3年3月31日）問18の「身体拘束廃止未実施減算」に関する内容と同様に扱う

### 4 減算の適用期間

- ・減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月  
実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。
- ・減算の適用終了月：改善が認められた月  
運営基準を満たしていない事実が生じた場合、監査指導課に改善計画をご提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に改善報告をご提出いただきます。当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。  
なお、実地指導により基準を満たさない事実が確認できた場合は、基準に満たない状況の早期解消を進めるため、実地指導結果通知に基づく改善状況報告とは別に上記報告を実施いただくことも可能です。

※例：4月の実地指導において、運営基準を満たしていない事実を確認した場合。（以下全て同年）

減算の適用開始月：5月（サービス提供分）

減算の適用終了月：①7月の改善報告で改善が認められた場合      7月

②7月までに改善とは認められなかった場合      改善と認められた月

## 5 その他

改善計画及び改善報告の参考様式及び記載例については、下記の姫路市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

姫路市ホームページ「実地指導について」

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000008533.html>

## 6 虐待防止措置未実施減算の取扱い（流れ）

順	時期	概要
①	事実が確認された日 (実地指導等)	実地指導等により、運営基準を満たしていないことを姫路市が確認
②	改善計画の提出	改善すべき内容（未実施の内容等）を記載した改善計画を姫路市 監査指導課に提出
③	加算届の提出 ※②と同時で可	虐待防止措置未実施減算に該当する旨を記載し、介護給付費等算定 に係る体制等に関する届出（障害児通所給付費算定に係る体制等 に関する届出）（加算届）、体制等状況一覧表を姫路市監査指導課に提出
④	改善計画の実施	未実施の内容等について、計画に基づき改善を実施
⑤	当該減算を適用	事実が確認された月の翌月分から請求時に当該減算を適用し報酬請求を実施
⑥	改善報告の提出	改善報告及び改善内容の挙証資料を姫路市監査指導課に提出
⑦	加算届の提出 ※⑥と同時で可	虐待防止措置未実施減算が非該当となる旨を記載し、介護給付費等 算定に係る体制等に関する届出（障害児通所給付費算定に係る体制 等に関する届出）（加算届）、体制等状況一覧表を姫路市監査指導課 に提出
⑧	改善報告の確認	改善とは認められなかった場合、改善内容の補正対応を行う。（改善 が認められた場合、減算は終了）

※実地指導において運営基準を満たしていないことを姫路市が確認した場合、実地指導の結果通知において文書指摘を行い、改善状況報告を別途行っていただきます。